

令和4年第4回美濃市議会定例会議案概要

《提出議案》	決算認定	8件、補正予算	5件	
	条例制定	1件、条例改正	1件	
	人事案件	2件、その他	1件	
	請願	1件		<u>合計19件</u>

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
認第1号	令和3年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について	9月5日	9月28日	認定
認第2号	令和3年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月5日	9月28日	認定
認第3号	令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月5日	9月28日	認定
認第4号	令和3年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	9月5日	9月28日	認定
認第5号	令和3年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月5日	9月28日	認定
認第6号	令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9月5日	9月28日	認定
認第7号	令和3年度美濃市病院事業会計決算の認定について	9月5日	9月28日	認定
認第8号	令和3年度美濃市上水道事業会計決算の認定について	9月5日	9月28日	認定
議第44号	令和4年度美濃市一般会計補正予算（第6号）	9月5日	9月28日	可決
議第45号	令和4年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	9月5日	9月28日	可決

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第 46 号	令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	9 月 5 日	9 月 28 日	可決
議第 47 号	令和 4 年度美濃市下水道特別会計補正予算（第 1 号）	9 月 5 日	9 月 28 日	可決
議第 48 号	令和 4 年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	9 月 5 日	9 月 28 日	可決
議第 49 号	美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	9 月 5 日	9 月 28 日	可決
議第 50 号	美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例について	9 月 5 日	9 月 28 日	可決
議第 51 号	令和 3 年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9 月 5 日	9 月 28 日	可決
議第 52 号	美濃市教育委員会委員の任命について	9 月 5 日	9 月 5 日	同意
議第 53 号	人権擁護委員候補者の推薦について	9 月 5 日	9 月 5 日	同意
請第 1 号	消費税インボイス制度実施延期を求める請願	9 月 5 日	9 月 28 日	不採択

認第 1 号 令和 3 年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳	入	11,614,464,061 円
歳	出	10,615,197,760 円
歳入歳出差引額		999,266,301 円
翌年度へ繰り越すべき財源		375,401,600 円
実質収支額		623,864,701 円

認第 2 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳	入	2,476,215,711 円
歳	出	2,409,787,248 円
歳入歳出差引額		66,428,463 円

認第 3 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳	入	228,611,563 円
歳	出	228,586,102 円
歳入歳出差引額		25,461 円

認第 4 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳	入	965,844,167 円
歳	出	965,782,794 円
歳入歳出差引額		61,373 円

認第 5 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳	入	2,167,730,294 円
歳	出	2,112,019,648 円
歳入歳出差引額		55,710,646 円

認第 6 号 令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

(内容)

歳	入	552,939,082 円
歳	出	548,829,699 円
歳入歳出差引額		4,109,383 円

認第 7 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計決算の認定について

(内容)

収 益 的 収 入	2, 7 3 4, 4 4 2, 8 1 8 円
収 益 的 支 出	2, 6 7 7, 3 1 1, 6 6 7 円
差 引	5 7, 1 3 1, 1 5 1 円
資 本 的 収 入	1 6 6, 9 2 9, 0 0 0 円
資 本 的 支 出	4 8 8, 1 1 4, 3 3 5 円
差 引	△ 3 2 1, 1 8 5, 3 3 5 円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 2 1, 1 8 5, 3 3 5 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8 0 6, 3 8 6 円、過年度分損益勘定留保資金 3 2 0, 3 7 8, 9 4 9 円で補填した。

認第 8 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計決算の認定について

(内容)

収 益 的 収 入	4 2 0, 9 9 1, 0 3 5 円
収 益 的 支 出	3 6 3, 3 7 7, 2 9 2 円
差 引	5 7, 6 1 3, 7 4 3 円
資 本 的 収 入	5 3, 2 7 6, 5 0 0 円
資 本 的 支 出	1 8 5, 3 5 4, 9 0 1 円
差 引	△ 1 3 2, 0 7 8, 4 0 1 円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 3 2, 0 7 8, 4 0 1 円は、減債積立金 6 0, 0 0 0, 0 0 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6, 1 5 2, 5 9 6 円、過年度分損益勘定留保資金 6 5, 9 2 5, 8 0 5 円で補填した。

議第 4 4 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)

(内容) 補 正 額 3 0 4, 8 0 2 千円
補正後の額 1 0, 5 6 6, 4 9 3 千円

議第 4 5 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(内容) 補 正 額 2 8, 2 7 9 千円
補正後の額 2, 6 0 1, 1 8 9 千円

議第 4 6 号 令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(内容) 補 正 額 1 1, 0 4 0 千円
補正後の額 2 3 1, 4 5 1 千円

議第47号 令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）

（内容）補正額	19,423	千円
補正後の額	1,000,547	千円

議第48号 令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）

（内容）補正額	31,285	千円
補正後の額	2,144,408	千円

議第49号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

（改正趣旨）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び人事院規則19-0（職員の育児休業等）の改正に伴い、育児と仕事の両立支援について、国家公務員との権衡を図るため所要の改正を行う。

（主な改正内容）

- ・非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和
- ・任期を定めて採用された職員の任期の更新等があった場合の規定の整備
- ・1歳から1歳6か月までの子を養育する非常勤職員の夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定の整備

（施行期日）

令和4年10月1日（一部規定は公布の日）

議第50号 美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例について

（制定趣旨）

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の趣旨を踏まえ、市民の歯と口腔（くう）の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与することを目的に、この条例を制定するもの。

（主な制定内容）

- 1 市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本方針を定める。
- 2 市の責務並びに市民及び歯科医療等業務従事者等の役割を明らかにする。
- 3 市の基本的施策を定める。

（施行期日）

令和4年10月1日

議第51号 令和3年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(内容)

令和3年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金を処分するもの。

- ・処 分 額 111,586,470円
- ・内 訳

減債積立金に積立て	51,586,470円
資本金に組み入れ	60,000,000円

議第52号 美濃市教育委員会委員の任命について

(内容)

美濃市教育委員会委員の任期満了に伴う任命（再任）

氏 名 別府 徹也

任 期 令和8年9月30日まで（4年）

議第53号 人権擁護委員候補者の推薦について

(内容)

人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦（再任）

氏 名 野倉 照子

任 期 令和7年12月31日まで（3年）

請第1号 消費税インボイス制度実施延期を求める請願

(請願趣旨)

新型コロナウイルス収束や景気回復が見通せないなかで、2023年10月からのインボイス制度実施に向けた準備が進められています。

これまでは、基準期間の売上が1000万円以下であれば消費税の納税は免除されていましたが、インボイス制度の登録業者になれば売上高にかかわらず消費税申告が求められます。

消費税は消費者が払った預り金だから、免税業者が納税しないことで益税論が出ています。しかし消費税法や通達において、一度たりとも、消費税が預り金とも預り金的性格のものであると明記されていません。消費税は消費者が払う税ではなく、課税売上から課税仕入れを差し引いた金額の消費税を業者が納税する税であり、法人税や所得税同様、付加価値にかかる税金です。

他の付加価値税には零細業者に配慮した免税点や控除があります。しかし消費税インボイス制度では、登録業者選択で年間売上1万円でも消費税申告となります。

小規模事業者数の減少に歯止めがかからない日本において、地域経済の活性化のためには、起業や事業承継であらたな事業者・雇用を生み出さなければな

りません。事業者として未熟な開業した時から、消費税の事務負担と税負担では、次代を担う事業者や新産業の芽をつぶすことになるでしょう。

日本経済は30年成長が止まった国と言われていています。今やるべきことはコロナ対応、原材料高騰・資材不足対策であり課税強化ではありません。また制度の周知ができていない現状での実施は、事業者間で混乱を招きます。

消費税インボイス制度の実施を再考するため、当面延期すべきです。

よって、以上の理由により次の請願をいたします。

(請願項目)

- 1 インボイス制度（適格請求書保存方式）実施延期を求める意見書を国に提出してください。